

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十五日

箕面市長 倉田 哲郎 印

箕面市規則第六十八号

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成二十五年箕面市条例第五十三号。以下本則において「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、別に定めるもののほか、条例において使用する用語の例による。

(事前協議)

第三条 条例第六条第一項に規定する事前協議書は、ペット霊園設置等計画協議書（様式第一号）とする。

2 条例第六条第一項の規則で定める日は、申請予定日の四月前の日とする。

3 条例第六条第一項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 条例第七条に規定する標識（以下「標識」という。）の設置の予定年月日

二 条例第八条に規定する説明会（以下「説明会」という。）の開催の予定年月日

三 ペット霊園に係る工事の着手及び完了の予定年月日

四 ペット霊園の管理者の氏名及び住所

4 条例第六条第二項第五号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 ペット霊園の管理及び使用の方法に係る書類
- 二 予定地の位置を明らかにした縮尺五千分の一程度の地図
- 三 予定地に係る地籍図の写し、丈量図及び登記事項証明書
- 四 予定地が道路その他の国及び地方公共団体の所有する土地に接している場合にあつては、境界確定図の写し
- 五 ペット霊園の施設の配置図、建物の各階平面図及び立面図、墓地、緑地、通路等の設計図並びに納骨堂又は火葬施設の設計図
- 六 ペット霊園に係る工事の工程表
- 七 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(標識の設置等)

第四条 標識は、様式第二号とする。

2 標識は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間、設置しなければならない。

- 一 条例第八条本文の規定により説明会の開催を要するとき 説明会の開催を予定する日の少なくとも一月前からペット霊園に係る工事の完了の日までの間
- 二 条例第八条ただし書の規定により説明会の開催を要しないとき 条例第五条第一項又は第三項の許可に係る申請を予定する日の少なくとも一月前からペット霊園に係る工事の完了の日までの間

3 条例第七条の規定による届出は、標識設置届出書(様式第三号)に次に掲げる書類を添付することにより行わなければならない。

- 一 予定地から周囲三百メートル以内の区域の状況を明らかにした図面

- 二 標識を設置した場所を明らかにした位置図
- 三 標識の設置の状況を明らかにした写真

(説明会の開催の周知等)

第五条 申請予定者は、説明会の開催に当たっては、近隣住民等の参集の便を考慮して日時及び場所を定めなければならない。

2 申請予定者は、説明会を開催するときは、説明会の開催を予定する日の一週間前までに、印刷物の配布その他適切な方法により次に掲げる事項を近隣住民等に周知させなければならない。

一 申請予定者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 ペット霊園の施設の種類

三 ペット霊園の名称及びその設置又は拡張の予定地

四 墓地にあつては、その設置又は拡張に係る敷地面積及び区画数

五 納骨堂又は火葬施設にあつては、その設置に係る建築面積、延べ床面積及び階数

六 ペット霊園に係る工事の着手及び完了の予定年月日

七 説明会の開催を予定する日時及び場所

3 説明会において説明すべき事項は、次のとおりとする。

一 前項第一号から第六号までに掲げる事項

二 ペット霊園の設置又は拡張の理由

三 ペット霊園の構造設備の概要

四 ペット霊園の維持管理の方法

五 ペット霊園の設置又は拡張の工事の方法等

(説明会の開催の結果の報告)

第六条 条例第八条の規定による報告は、説明会開催結果報告書(様式第

四号)に次に掲げる書類を添付することにより行わなければならない。

- 一 説明会に参加した者に配布した資料
- 二 予定地から三百メートル以内の区域の状況を明らかにした図面
- 三 説明会に参加した者の名簿等
- 四 近隣住民等の意見等を記載した書面が提出された場合にあつては、当該書面の写し

五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(近隣住民等の意見)

第七条 条例第九条第一項の規定による意見の提出は、近隣住民等意見書(様式第五号)により行わなければならない。

2 市長は、前項の近隣住民等意見書が提出されたときは、近隣住民等意見通知書(様式第六号)に当該意見書の写しを添えて申請予定者に通知する。

3 条例第九条第三項の規定による協議結果の報告は、次に掲げる書類を添えて近隣住民等協議結果報告書(様式第七号)を提出することにより行わなければならない。

- 一 協議において使用した資料
- 二 協議した近隣住民等の名簿
- 三 協議の内容及びその結果について記載した書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(ペット霊園設置許可申請書等)

第八条 条例第十一条第一項に規定する申請書は、ペット霊園設置許可申請書(様式第八号)とする。

2 条例第十一条第一項第二号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 標識の設置及び説明会の開催の年月日
- 二 第三条第三項第三号及び第四号に掲げる事項
- 三 条例第十一条第二項第二号の規定により書類を添付する場合及びその書類については、箕面市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成二十四年箕面市規則第二十号。以下「墓地規則」という。）第十二条第三項及び第四項の規定を準用する。
- 四 条例第十一条第二項第三号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 ペット霊園の設置の目的を記載した書面
- 二 第三条第四項第一号から第六号までに掲げる書類
- 三 法人にあつては、役員会等の議事録その他のペット霊園の設置の許可の申請をすることに関する意思決定を証する書類
- 四 申請手続を行う者と申請者が異なる場合にあつては、委任状
- 五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（ペット霊園変更許可申請書等）

第九条 条例第十二条第一項の申請書は、ペット霊園変更許可申請書（様式第九号）とする。

- 2 条例第十二条第一項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 墓地の区域を拡張しようとする場合は、標識の設置及び説明会の開催の年月日

- 二 ペット霊園の変更に係る工事の着手及び完了の予定年月日

- 3 条例第十二条第二項第四号の規定により書類を添付する場合及びその書類については、墓地規則第十二条第三項及び第四項の規定を準用する。

- 4 条例第十二条第二項第五号の規則で定める書類は、次に掲げる書類と

する。

- 一 ペット霊園の変更に係る理由書
- 二 第三条第四項第一号から第六号まで及び前条第四項第四号に掲げる書類
- 三 法人にあつては、役員会等の議事録その他のペット霊園の変更の許可の申請をするに關する意思決定を証する書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 五 前二項の規定にかかわらず、市長が適当であると認めるときは、第三項の規定による書類の一部及び前項各号に掲げる書類の一部の添付を省略することができる。

(ペット霊園廃止許可申請書等)

第十条 条例第十三条の申請書は、ペット霊園廃止許可申請書(様式第十号)とする。

2 条例第十三条第二号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 ペット霊園の廃止に係る理由
 - 二 ペット霊園の廃止の意思決定の方法
 - 三 廃止の予定年月日
 - 四 ペット霊園に埋蔵され、又は収蔵されている焼骨の措置
 - 五 ペット霊園の設置前の状態に復するための方法
 - 六 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 申請の手続を行う者と申請者が異なる場合にあつては、委任状を提出しなければならない。

(ペット霊園設置許可通知等)

第十一条 市長は、条例第五条第一項又は第三項の許可をするときは、ペット霊園(設置・変更)許可通知書(様式第十一号)により、許可をしな

いときはペット霊園（設置・変更）不許可通知書（様式第十二号）により通知し、条例第十三条の許可をするときはペット霊園廃止許可通知書（様式第十三号）により、許可をしないときはペット霊園廃止不許可通知書（様式第十四号）により通知するものとする。

（ペット霊園の設置場所等の基準）

第十二条 条例第十六条第一項の規則で定める河川は、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第四条第一項に規定する一級河川とする。

2 条例第十六条第一項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 宗教法人が設置する墓地及び納骨堂について、障壁等により区画され、かつ、二十年間宗教法人が所有する境内地（宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第三条第二号及び第三号に掲げる土地をいう。）内において、当該墓地若しくは納骨堂の需要に応じて設置し、又は墓地の区画を拡張しようとする場合

二 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第十条の規定による許可を受けた人用の墓地の区域内において、納骨堂を需要に応じて設置し、又は変更しようとする場合

三 都市計画事業の施行等により移転する等やむを得ない理由により、移転前の墓地と同じ区画数の墓地又は移転前の火葬施設若しくは納骨堂と同じ規模のものを設置しようとする場合

四 都市計画事業の施行等により墓地、火葬施設又は納骨堂の変更をする等やむを得ない理由により、変更前の墓地と同じ区画数の墓地又は変更前の火葬施設若しくは納骨堂と同じ規模のものに変更しようとする場合

五 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める場合

3 条例第十六条第三項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 計画区域（ペット霊園及び必要な構造設備全てを含む区域とする。以下同じ。）が一万五千平方メートル未満の場合は、ペット霊園に至る主たる道路の幅員は、有効幅員六メートル以上とする。

二 計画区域が一万五千平方メートル以上三万平方メートル未満の場合は、ペット霊園に至る主たる道路の幅員は、有効幅員十メートル以上とする。

三 計画区域が三万平方メートル以上の場合、ペット霊園に至る主たる道路の幅員は、有効幅員十二メートル以上とする。

四 前三号の規定にかかわらず、計画区域周辺の道路の状況によりやむを得ないとして市長が特別に認めるときは、車両の通行に支障がない道路に接続するものとする。

4 条例第十六条第三項の規則で定める場合は、第二項第一号又は第二号に該当する場合とする。

5 条例第十六条第四項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者、水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者及び水道用水供給事業者等が、当該事業の目的を達成するために行う電線、ガス管、水道管、下水道管等の布設等のためにペット霊園の土地に地役権等を設定している場合

二 前号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める場合
（墓地の構造設備等の基準）

第十三条 墓地規則第十九条の規定は、条例第十七条第一項の規則で定める基準のうち同項第一号から第四号まで及び第六号に係るもの並びに同条第二項の規則で定める基準について準用する。

2 条例第十七条第一項の規則で定める基準のうち同項第五号の構造設備に係るものは、次のとおりとする。

- 一 出入口の扉を施錠するための設備
- 二 墓地の規模に応じた管理事務所、便所並びに給水及びごみ処理のための設備

(納骨堂の構造設備の基準)

第十四条 墓地規則第二十条の規定は、条例第十八条第一項及び第二項の規則で定める基準について準用する。

(火葬施設の構造設備の基準)

第十五条 条例第十九条第一項の規則で定める基準のうち同項第一号の火葬設備に係るものは、周辺の環境を保全するため、次のとおりとする。

- 一 空気取入口及び煙突の先端以外に燃焼室内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏八百度以上の状態で焼却できるものであること。
- 二 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- 三 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。

四 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

2 条例第十九条第一項の規則で定める基準のうち同項第四号の構造設備に係るものは、次のとおりとする。

- 一 収骨室
- 二 収骨容器等を補完する設備

三 残灰庫

四 火葬施設の規模に応じた管理事務所、待合室、便所並びに給水及びごみ処理のための設備（火葬施設の付近にあるこれらのものを含む。）

3 墓地規則第二十一条第一項、第二項及び第四項の規定は、条例第十九条第一項の規則で定める基準のうち同項第二号、第三号及び第五号に係るものについて準用する。この場合において、これらの規定中「火葬場」とあるのは、「火葬施設」と読み替えるものとする。

4 墓地規則第十九条第六項の規定は、条例第十九条第二項の規則で定める基準について準用する。

（工事完了の届出）

第十六条 条例第二十条第一項の規定による届出は、次に掲げる書類を添えてペット霊園工事完了届出書（様式第十五号）を提出することにより行わなければならない。

一 ペット霊園の構造設備を明らかにした図面

二 墓地にあつては、その区域を明らかにした図面

三 関係法令に係る許可書等の写し

四 建築物について法令の規定により検査又は確認を必要とする場合にあつては、その検査又は確認を完了していることを証する書面の写し

五 火葬施設又は納骨堂にあつては、その登記事項証明書

六 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第二十条第二項の検査済証は、工事完了検査済証（様式第十六号）とする。

（変更の届出）

第十七条 条例第二十一条の規定による届出は、変更の内容を明らかにした書類を添えて、ペット霊園変更届出書（様式第十七号）を提出するこ

とにより行わなければならない。

（地位の承継の届出）

第十八条 条例第二十三条第二項の規定による届出は、次に掲げる書類を添えてペット霊園地位承継届出書（様式第十八号）を提出することにより行わなければならない。

- 一 住民票の写し又は法人にあつては、その登記事項証明書
- 二 ペット霊園の土地及び建築物に係る登記事項証明書
- 三 地位を承継した事実を証する書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（移動火葬車による火葬等の開始許可申請書等）

第十九条 条例第二十四条の規則で定める申請書その他の書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 移動火葬開始許可申請書（様式第十九号）
- 二 住民票の写し又は法人にあつては、その登記事項証明書
- 三 火葬炉の構造及び処理能力並びに防臭対策を記載した書類
- 四 移動火葬車の自動車検査証（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の規定により交付された自動車検査証をいう。）の写し
- 五 移動火葬車の写真（車両の前後左右から各一枚撮影したもの）
- 六 条例第二十六条第二項第六号イただし書の規定に該当するときは、土地所有者承諾書（様式第二十号）

七 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（移動火葬車による火葬等の許可通知等）

第二十条 市長は、条例第五条第四項の許可をするときは移動火葬許可通知書（様式第二十一号）により、許可をしないときは移動火葬不許可通知書（様式第二十二号）により通知するものとする。

(移動火葬車登録証)

第二十一条 条例第二十五条の移動火葬車登録証は、様式第二十三号とする。

(移動火葬車の火葬設備の基準)

第二十二条 第十五条第一項の規定は、条例第二十六条第一項の規則で定める基準について準用する。

(移動火葬業者の変更等の届出)

第二十三条 条例第二十七条の規定による届出は、変更の内容を明らかにした書類を添えて、移動火葬変更届出書(様式第二十四号)を提出することにより行わなければならない。

2 条例第二十七条の規則で定めるときは、移動火葬開始許可申請書に記載した事項及び第十九条第二号から第七号にまでに掲げる書類の内容に変更があったときとする。

3 移動火葬業者は、移動火葬車登録証の交付を受けた移動火葬車を廃車し、又は使用しなくなったときは、移動火葬車登録証を返納するものとする。次条の届出をするときも、同様とする。

(移動火葬車による火葬等の廃止の届出)

第二十四条 条例第二十八条の規定による届出は、移動火葬廃止届出書(様式第二十五号)を提出することにより行わなければならない。

(申請書等の提出部数)

第二十五条 この規則の規定による事前協議書、申請書及び届出書並びにこれらに添付する書類の提出部数は、正本及び副本各一部とする。

(勧告及び公表の方法)

第二十六条 条例第十条第一項から第四項まで及び第二十九条の規定による勧告は、ペット霊園改善勧告書(様式第二十六号)により行うものと

する。

2 条例第十条第五項及び第三十二条第三項の規定による公表は、箕面市公告式条例（昭和三十五年箕面市条例第六号）の規定による掲示場への掲示、箕面市広報及び市ホームページへの掲載その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

（立入調査員証）

第二十七条 条例第三十条第二項の身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第二十七号）とする。

（改善命令）

第二十八条 条例第三十一条の規定による命令は、ペット霊園改善命令書（様式第二十八号）により行うものとする。

（許可の取消し）

第二十九条 条例第三十二条第二項の規定による通知は、ペット霊園許可取消通知書（様式第二十九号）により行うものとする。

（委任）

第三十条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 条例附則第三項の規定による届出は、ペット霊園の施設、構造設備の概要等を明らかにした市長が必要と認める書類を添えて、ペット霊園設置届出書（様式第三十号）を提出することにより行わなければならない。

附 則（平成二八年規則第三四号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成三二年規則第五号)

この規則は、平成三十一年一月三十一日から施行する。